

ＩＣカード取扱規則（バス）

制 定 ２００７年 ２月 １日

最終改定 ２０２２年 ３月１２日

第１編 総則

（目的）

第１条 この規則は、茨城急行自動車株式会社（以下「当社」という。）における、当社が定めるＩＣカードによる旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条 当社において旅客の運送等を行うＩＣカードは、次の各号のとおりとする。

- （１）株式会社パスモが発行する「ＰＡＳＭＯ」
- （２）株式会社パスモが相互利用を行う以下のＩＣカード
 - ア 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Ｓｕｉｃａ」
 - イ 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールＳｕｉｃａ」
 - ウ 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいＳｕｉｃａ」
- （３）株式会社パスモが相互利用を行う、前号を除く以下のＩＣカード
 - ア 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Ｋｉｔａｃａ」
 - イ 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「マナカ」
 - ウ 株式会社エムアイシーが発行する「manaca」
 - エ 東海旅客鉄道株式会社が発行する「ＴＯＩＣＡ」
 - オ 株式会社スルッとＫＡＮＳＡＩが発行するＩＣカード
 - カ 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ＩＣＯＣＡ」
 - キ 福岡市交通局が発行する「はやかけん」
 - ク 株式会社ニモカが発行する「nimoca」
 - ケ 九州旅客鉄道株式会社が発行する「ＳＵＧＯＣＡ」
- ２ 前項にかかわらず、前項第２号および第３号に定めるＩＣカードのうち、一部のＩＣカードについて、ＩＣカードを処理する機器で使用できない場合がある。
- ３ 第１項のＩＣカードによる旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。
- ４ 前項にかかわらず、次の各号に定めるＩＣカードにおいては、それぞれ各号に定

める取扱いを行わない。

(1) 第1項第1号に定めるＩＣカードのうち第3条第8号の一体型ＩＣカード

ア 第10条（発売）

イ 第15条第2項および第31条第2項（再表示）

(2) 第1項第1号に定めるＩＣカードのうち第3条第2号のＩＣ鉄道事業者の鉄道定期乗車券が付加されているＩＣカード

ア 第15条第2項および第31条第2項（再表示）

イ 第16条第2項（記名ＩＣカードの個人情報変更）

ウ 第19条第1項（紛失再発行）、ただし各条に定める再発行整理票交付手続きは行う。

エ 第20条第1項（障害再発行）、ただし各条に定める再発行整理票交付手続きは行う。

オ 第21条（ＩＣカードの交換および移替え）

カ 第24条第2項（ＩＣカードの変更）

キ 第34条第2項（紛失再発行）

ク 第35条第2項（障害再発行）

ケ 第36条第2項および第3項（ＩＣカードの交換および移替え）

(3) 第1項第2号に定めるＩＣカード

ア 第10条（発売）

イ 第15条第2項および第31条第2項（再表示）

ウ 第16条第2項（記名ＩＣカードの個人情報変更）

エ 第19条および第34条（紛失再発行）、ただし各条に定める再発行整理票交付手続きは行う。

オ 第20条および第35条（障害再発行）、ただし各条に定める再発行整理票交付手続きは行う。

カ 第21条および第36条（ＩＣカードの交換および移替え）

キ 第23条（払いもどし）

ク 第24条（ＩＣカードの変更）

(4) 第1項第3号に定めるＩＣカード

ア 第10条および第25条および第40条（発売）

イ 第15条第2項および第31条および第45条（再表示）

ウ 第16条第2項（記名ＩＣカードの個人情報変更）

エ 第19条および第34条および第48条（紛失再発行）

オ 第20条および第35条および第49条（障害再発行）

カ 第21条および第36条および第50条（ＩＣカードの交換および移替え）

キ 第23条および第38条および第52条（払いもどし）

ク 第24条および第39条（ＩＣカードの変更）

ケ 第26条（ＩＣ定期券内容控）

コ 第27条および第41条（チャージ）

サ 第28条および第42条（ＳＦ残額の確認）

シ 第29条および第43条（運賃の減額）

ス 第30条および第44条（効力）

セ 第32条および第46条（無効となる場合）

ソ 第33条および第47条（不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の収受）

タ 第37条および第51条（免責事項）

5 当社は、この規則およびこの規則に関連して定められた規定を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期および変更内容を予め当社ウェブサイト等に掲載する。

6 この規則が改定された場合、以後のＩＣカードにかかわる取扱いについて、改定された規則の定めるところによる。

7 この規則に定めのない事項については、法令、当社の運送約款、ＩＣカード発行事業者が定めるＩＣカード取扱規則（以下「ＩＣ発行事業者規則」という。）およびこの規則に対する特約等の定めるところにより、ＩＣカードによる旅客の運送等について、運送約款と異なる取扱いの場合は、この規則が優先する。

（用語の定義）

第3条 この規則における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）「ＩＣ取扱事業者」とは、ＰＡＳＭＯ取扱規則に規定するＰＡＳＭＯ取扱事業者をいう。

（２）「ＩＣ鉄道事業者」とは、前号に規定するＩＣ取扱事業者のうち鉄道事業者をいう。

（３）「ＩＣバス事業者」とは、前号に規定するＩＣ取扱事業者のうちバス事業者をいう。

（４）「ＳＦ」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当するＩＣカードに記録される金銭的価値で、ＩＣ発行事業者規則でバリューまたはＳＦと定められているものをいう。

（５）「ＩＣＳＦカード」とは、ＳＦにより旅客の運送等に供するＩＣカードをいう。

（６）「無記名ＩＣカード」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人1名の使用に供するＩＣカードをいう。

（７）「記名ＩＣカード」とは、券面に使用者の記名を行い、かつ、カードに使用者の氏名を記録した、記名人本人の使用に供するＩＣカードをいう。

（８）「一体型ＩＣカード」とは、ＩＣカード発行事業者が、同事業者以外の者（以下

「提携先」という。)と提携し、提携先のサービス機能と一体となった媒体で発行する記名ＩＣカードをいう。

(９)「大人用ＩＣカード」とは、大人の使用に供する記名ＩＣカードをいう。

(１０)「小児用ＩＣカード」とは、小児の使用に供するものであって券面に小児の表示を行った記名ＩＣカードをいう。

(１１)「ＩＣ定期乗車券」とは、ＩＣバス事業者の定期乗車券の機能を付加したＩＣカードをいう。

(１２)「持参人ＩＣ定期乗車券」とは、無記名ＩＣカードに定期乗車券の機能を付加した、持参人１名の使用に供するＩＣ定期乗車券をいう。

(１３)「記名ＩＣ定期乗車券」とは、記名ＩＣカードに定期乗車券の機能を付加した、記名人本人の使用に供するＩＣ定期乗車券をいう。

(１４)「大人用ＩＣ定期乗車券」とは、大人の使用に供する記名ＩＣ定期乗車券をいう。

(１５)「小児用ＩＣ定期乗車券」とは、小児の使用に供する記名ＩＣ定期乗車券をいう。

(１６)「ＩＣ企画乗車券」とは、ＩＣ鉄道事業者および東日本旅客鉄道株式会社が旅客営業規則等に定める旅客運賃の割引を行う企画乗車券の機能を付加したＩＣカードをいう。

(１７)「記名ＩＣ企画乗車券」とは、記名ＩＣカードに企画乗車券の機能を付加した、記名人本人の使用に供するＩＣ企画乗車券をいう。

(１８)「小児用ＩＣ企画乗車券」とは、小児の使用に供する記名ＩＣ企画乗車券をいう。

(１９)「チャージ」とは、ＩＣカードに入金することをいう。

(２０)「デポジット」とは、返却することを条件に、ＩＣカード発行事業者が収受するＩＣカードの使用権の代価をいう。

(２１)「バスリーダー・ライター(以下「バスＲ／Ｗ」という。）」とは、ＩＣカードへの情報書込みまたはＩＣカードからの情報読取りを行う装置をいう。

(２２)「ＩＣ運賃機」とは、バスＲ／Ｗが組み込まれている運賃機をいう。

(２３)「ＩＣ運賃」とは、普通旅客運賃のうち、１枚のＩＣカードで運賃全額を一度に支払う場合に適用する運賃をいう。

(２４)「現金運賃」とは、普通旅客運賃のうち、運賃の支払いに現金または回数券を含む場合に適用する運賃をいう。

(契約の成立および適用規定)

第４条 ＩＣカードによる旅客運送の契約は、バスＲ／Ｗで乗車処理を受けたときに旅客と当社の間において成立する。ただし、ＩＣ定期乗車券およびＩＣ企画乗車券における

定期乗車券および企画乗車券にかかわる運送契約は、その定期乗車券および企画乗車券を発売したときに成立する。

2 前項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立した時の定めによるものとする。

(使用方法および制限事項)

第5条 ICカードを使用して、乗車するときに乗車処理が必要な場合はバスR/Wで乗車処理を行い、降車するときに降車処理が必要な場合はバスR/Wで降車処理を行い、また、乗車処理および降車処理が必要な場合は乗車時にバスR/Wで乗車処理を行い、降車時に同一のICカードによりバスR/Wで降車処理を行わなければならない。

2 1回の乗車につき、2枚以上のICカードを同時に使用することはできない。

3 運賃支払い時に、SF残額が減額する運賃相当額に満たないときは、現金または当社が別に定める方法で運賃を支払う。

4 ICカードのSFを使用して回数乗車券、定期乗車券および当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。

5 10円未満のSFは、IC運賃を適用する場合を除き旅客運賃等に充当することはできない。

6 ICカードの破損、バスR/Wの故障またはバスR/WによるICカードの内容の読取りが不能となったとき、ICカードはバスR/Wで使用できないことがある。

7 一体型ICカードにおいては提携先の都合により、当該ICカードが使用できない状態となったとき、または有効期限が終了したときは使用することができない。

8 記名ICカードは、当該記名ICカードに記録された記名人本人以外が使用することはできない。

9 小児用ICカードは、有効期限終了後は使用することができない。

10 偽造、変造または不正に作成されたICカード、SFおよび定期乗車券ならびに企画乗車券の機能を使用することはできない。

(個人情報の取扱い)

第6条 記名ICカードに係る個人情報の取扱いは、ICカード発行事業者の定めるところによる。

(旅客の同意)

第7条 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(取扱バス車両)

第8条 ICカードの取扱バス車両は、当社の指定するバス車両とする。

(制限または停止)

第9条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、発売または再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止をすることがある。

2 本条に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負わない。

第2編 ICＳＦカード

第1章 発売

(発売)

第10条 ICＳＦカードはIC発行事業者規則の定めにより営業所等で発売する。

(チャージ)

第11条 ICＳＦカードは、IC発行事業者規則の定めによりICカードを処理する機器によりチャージすることができる。

(SF残額の確認)

第12条 ICＳＦカードのSF残額は、ICカードを処理する機器により確認することができる。

2 ICＳＦカードのSF残額履歴の表示または印字はIC発行事業者規則の定めにより、ICカードを処理する機器により行うことができる。ただし、第2条第1項第2号および第3号に定めるICカードのSF残額履歴の表示または印字は、最近のSF残額履歴から20件までとし、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできないものとする。

- (1) 出場処理がされていないSF残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴
- (3) 第19条または第20条の規定によりカードを再発行したときの再発行前のSF残額履歴
- (4) 第21条の規定によりカードを交換したときの交換前のSF残額履歴

第2章 運賃

(IC運賃の減額)

第13条 旅客がICSFカードを用いて乗車する場合、運賃支払い時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃1名分を減額する。ただし、小児用ICカードにあつては、小児普通旅客運賃1名分を減額する。

2 上記運賃支払い以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額することができる。

3 無記名ICカードから大人普通旅客運賃以外の運賃支払いの申告がなく使用する場合は、小児にあつても大人普通旅客運賃1名分を減額する。

4 第5条第3項による場合は現金運賃を適用し、ICカードで減額した金額との差額を現金または当社が別に定める方法により支払う。

第3章 効力

(効力)

第14条 ICSFカードにより乗車する場合の効力は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車において、1回の乗車に限り有効なものとする。
- (2) 乗車後は、当日限り有効とする。
- (3) 途中下車の取扱いはしない。

(記名ICカードの再表示)

第15条 記名ICカードは、その券面に表示すべき事項(以下「券面表示事項」という。)が不明となったときは、使用してはならない。

2 前項の場合、IC発行事業者規則の定めるところにより、速やかに当該カードをIC取扱事業者に差し出して、券面表示事項の再表示を請求しなければならない。

(記名ICカードの個人情報変更)

第16条 改氏名等により、旅客の個人情報と記名ICカードに記録された個人情報に相違が生じた場合、当該記名ICカードを使用してはならない。

2 前項の場合、旅客は速やかに当社が定める申込書および当該記名ICカードを当社に差し出して、個人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いはIC発行事業者規則の定めによる。

(無効となる場合)

第17条 ICSFカードは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったICSFカードの取扱いはIC発行事業者規則の定めによる。

- (1) 乗車処理後のICSFカードを他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 記名ICカードを記名人以外の者が使用した場合

- (3) 券面表示事項が不明となった記名ＩＣカードを使用した場合
- (4) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入した小児用ＩＣカードを使用した場合
- (5) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
- (6) その他不正乗車の手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

- (1) 偽造、変造または不正に作成されたＩＣＳＦカード若しくはＳＦを使用した場合
- (2) 旅客の故意または重大な過失によりＩＣＳＦカードが障害状態になったと認められる場合

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の収受)

第１８条 前条の規定に該当し使用した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃・割増運賃を収受する。

第４章 再発行・交換

(紛失再発行)

第１９条 記名ＩＣカードの記名人が当該記名ＩＣカードを紛失した場合で、当社が定める申請書を提出したときは、ＩＣ発行事業者規則の定めにより、使用停止措置と再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」という。）を交付する手続きをした後、再発行の取扱いを行う。

2 紛失再発行の取扱いを行った後に、紛失した記名ＩＣカードが発見された場合で、ＩＣカード発行事業者が当該記名ＩＣカードにつきデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いはＩＣ発行事業者規則の定めによる。

(障害再発行)

第２０条 ＩＣＳＦカードの破損等によって所定の機器で使用できない場合で、当社が定める申請書を使用者が提出したときは、ＩＣ発行事業者規則の定めにより再発行整理票を交付する手続きをした後、再発行の取扱いを行う。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、理由のいかんを問わず再発行の取扱いを行わない。

- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- (2) 旅客の故意または重大な過失によりＩＣＳＦカードが障害状態になったと認められ、第１７条第２項第２号により無効となった場合

(ＩＣカードの交換および移替え)

第21条 当社およびＩＣカード発行事業者の都合により、旅客が使用しているＩＣＳＦカードを、当該ＩＣカード裏面に刻印されたものと異なるカード番号のＩＣＳＦカードに予告なく交換することがある。なお、一体型ＩＣカードにおいては提携先の都合による場合を含む。

２ 一体型ＩＣカードを使用する旅客が、有効期限の到来または登録されている個人情報の変更等により一体型ＩＣカードの交換をする場合の取扱いは、ＩＣ発行事業者規則の定めによる。

３ 一体型カードを使用する旅客が、当社が定める申請書を提出し、現在使用している一体型ＩＣカードにおける記名ＩＣカードの機能を当社が発売できるＩＣカードに移し替える場合の取扱いは、ＩＣ発行事業者規則の定めによる。

（免責事項）

第22条 ＩＣカードの交換または再発行により、ＩＣＳＦカード裏面に刻印されたものと異なるカード番号のＩＣＳＦカードを発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

２ 紛失した記名ＩＣカードの払いもどしやＳＦの使用等で生じた旅客の損害については、当社はその責めを負わない。

３ 一体型ＩＣカードについて、提携先に起因する旅客の損害または提携先のサービス機能にかかわる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

４ この規則に定めのない、ＩＣＳＦカードを媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第5章 払いもどし

（払いもどし）

第23条 旅客が、ＩＣＳＦカードが不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、ＩＣ発行事業者規則の定めにより払いもどしを行う。

第6章 特殊取扱

（ＩＣカードの変更）

第24条 旅客が無記名ＩＣカードを差し出して、記名ＩＣカードへの変更を申し出た場合は、ＩＣ発行事業者規則の定めによりＩＣカードの変更を行う。なお、記名ＩＣカードから無記名ＩＣカードへの変更は行わない。

２ 旅客が有効期限終了後の小児用ＩＣカードを差し出して、大人用ＩＣカードへの変更を申し出た場合は、ＩＣ発行事業者規則の定めによりＩＣカードの変更を行う。

第3編 IC定期乗車券

第1章 発売

(発売)

第25条 旅客がIC定期乗車券の購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、次の各号に定めるICカードに、当社が別に定めるIC定期乗車券を発売する。

(1) 第2条第1項第1号に定めるICカードの大人用ICカードには大人用IC定期乗車券、小児用ICカードには小児用IC定期乗車券、また、無記名ICカードには持参人IC定期乗車券を付加する。

(2) 第2条第1項第2号に定めるICカードの大人用ICカードには大人用IC定期乗車券、小児用ICカードには小児用IC定期乗車券を付加する。

2 無記名ICカードに記名人式の定期乗車券を付加するときは、当該無記名ICカードを記名ICカードに変更した後、前項の取扱いを行う。

(IC定期券内容控)

第26条 IC定期乗車券を発売した場合は、当該ICカードの定期券情報を印字したIC定期券内容控を同時に発行する。

2 IC定期券内容控は本人の覚えであり、定期乗車券の効力はない。

3 IC定期乗車券の障害または機器の故障によりIC定期乗車券が使用できなくなった場合、当社が認めたときに限り当該IC定期乗車券とIC定期券内容控を呈示することにより乗車することができる。

4 IC定期乗車券を使用する場合は、原則として当該IC定期乗車券のIC定期券内容控を所持するものとし、係員より呈示を求められたときには、これを拒んではならない。

(チャージ)

第27条 IC定期乗車券は、IC発行事業者規則の定めによりICカードを処理する機器によりチャージすることができる。

(SF残額の確認)

第28条 IC定期乗車券のSF残額は、ICカードを処理する機器により確認することができる。

2 IC定期乗車券のSF残額履歴の表示または印字はIC発行事業者規則の定めにより、ICカードを処理する機器により行うことができる。ただし、第2条第1項第2号

に定めるＩＣカードのＳＦ残額履歴の表示または印字は、最近のＳＦ残額履歴から２０件までとし、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできないものとする。

- (１) 出場処理がされていないＳＦ残額履歴
- (２) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのＳＦ残額履歴
- (３) 第３４条または第３５条の規定によりカードを再発行したときの再発行前のＳＦ残額履歴
- (４) 第３６条の規定によりカードを交換したときの交換前のＳＦ残額履歴

第２章 運賃

(ＩＣ運賃の減額)

第２９条 ＳＦをチャージした有効期間内のＩＣ定期乗車券を使用し、有効区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車（乗越し）として取り扱い、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を減額する。

２ 有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、実際の乗車区間の普通旅客運賃相当額を減額する。

３ 第５条第３項による場合は現金運賃を適用し、ＩＣカードで減額した金額との差額を現金または当社が別に定める方法により支払う。

第３章 効力

(効力)

第３０条 第２５条の規定により発売したＩＣ定期乗車券は運送約款の定めにより取り扱う。

２ ＳＦをチャージしたＩＣ定期乗車券を、定期乗車券の区間外または有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用し乗車する場合の効力は、第１４条の規定を準用する。

(記名ＩＣ定期乗車券の再表示)

第３１条 記名ＩＣ定期乗車券は、券面表示事項が不明となったときは、使用してはならない。

２ 前項の場合、速やかに当該記名ＩＣ定期乗車券をＩＣ取扱事業者に差し出して、券面表示事項の再表示を請求しなければならない。

(無効となる場合)

第３２条 ＩＣ定期乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合、無効とする。

この場合、無効となったＩＣ定期乗車券の取扱いは、ＩＣ発行事業者規則の定めによる。

- (１) 乗車処理後の持参人ＩＣ定期乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (２) 取扱区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに降車した場合
- (３) 記名ＩＣ定期乗車券を記名人以外の者が使用した場合
- (４) 券面表示事項が不明となった記名ＩＣ定期乗車券を使用した場合
- (５) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入した小児用ＩＣ定期乗車券を使用した場合
- (６) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
- (７) 当社の運送約款に定める定期乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (８) その他不正乗車の手段として使用した場合

２ 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

- (１) 偽造、変造または不正に作成されたＩＣ定期乗車券若しくはＳＦを使用した場合
- (２) 旅客の故意または重大な過失によりＩＣ定期乗車券が障害状態となったと認められる場合

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の収受)

第３３条 前条の規定に該当し使用した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃・割増運賃を収受する。

第４章 再発行・交換

(紛失再発行)

第３４条 記名ＩＣ定期乗車券の記名人が当該記名ＩＣ定期乗車券を紛失した場合で、当社が定める申請書を提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失したＩＣ定期乗車券の使用停止措置と再発行整理票を交付する手続きを行う。

- (１) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該ＩＣ定期乗車券の記名人本人であることを証明できること。
- (２) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報がＩＣカード発行事業者のシステムに登録されていること。

２ 前項により使用停止措置を行った当該ＩＣ定期乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から１４日以内に次の第１号および第２号の条件を満たした上、発行を請求した場合に限り、当該ＩＣ定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のＩＣ定期乗車券を再発行する。また、一体型ＩＣカードにおいては、次の各号の条件を満たした場合に限り、ＩＣ定期乗車券の機能を再発行する。

- (１) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該ＩＣ定期乗車券の記名人本人であることを証明できること。

- (2) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。
 - (3) 旅客がＩＣカード発行事業者および提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。
 - (4) 旅客がＩＣカード発行事業者からの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。
- 3 前項により再発行の取扱いを行う場合の紛失再発行手数料およびデポジットの取扱いはＩＣ発行事業者規則の定めによる。
- 4 当該ＩＣ定期乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失したＩＣ定期乗車券が発見された場合に、当該ＩＣ定期乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。
- 5 第１項から第３項までの取扱いを行った後に、紛失した記名ＩＣ定期乗車券が発見された場合で、ＩＣカード発行事業者が当該ＩＣ定期乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いはＩＣ発行事業者規則の定めによる。

(障害再発行)

第３５条 ＩＣ定期乗車券の破損等によって所定の機器で使えない場合で、当社が定める申請書を提出し、かつ当該ＩＣ定期乗車券を呈示したときは、再発行整理票を交付する手続きを行う。

2 前項により再発行整理票が発行された当該ＩＣ定期乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から１４日以内に次の第１号および第２号の条件を満たした上、発行を請求した場合に限って、当該ＩＣ定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のＩＣ定期乗車券を再発行する。また、一体型ＩＣカードにおいては、次の第２号を除く各号の条件を満たした場合に限って、ＩＣ定期乗車券の機能を再発行する。

- (1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
- (2) 旅客が当該ＩＣ定期乗車券を提出すること。
- (3) 旅客がＩＣカード発行事業者および提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。
- (4) 旅客が障害状態となった当該一体型ＩＣカードとＩＣカード発行事業者からの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。

3 当該ＩＣ定期乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該ＩＣ定期乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由のいかんを問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、ＩＣカード発行事業者が当該ＩＣ定期乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いはＩＣ発行事業者取扱規則の定めによる。

- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- (2) 旅客の故意または重大な過失によりＩＣ定期乗車券が障害状態となったと認めら

れ、第32条第2項第2号により無効となった場合

(ICカードの交換および移替え)

第36条 当社およびICカード発行事業者の都合により、旅客が使用しているIC定期乗車券を、当該IC定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のIC定期乗車券に予告なく交換することがある。なお、一体型ICカードにおいては提携先の都合による場合を含む。

2 一体型ICカードを使用する旅客が、有効期限の到来または登録されている個人情報の変更等により一体型ICカードの交換をする場合、ICカード発行事業者および提携先から交換用の媒体の交付を受け、当社に、現在使用している一体型ICカードと当該交換用の媒体を持参し、かつICカード発行事業者からの交換用の媒体にかかわる通知を呈示し、IC定期乗車券の機能を当該交換用の媒体へ移し替える手続きをしなければならない。この場合、当社は、所定の機器により移し替える。

3 一体型ICカードを使用する旅客が、現在使用している一体型ICカードにおけるIC定期乗車券の機能を、当社で発売できるICカードに移し替える場合で、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明したときは、当社は、IC発行事業者規則に定める一体型ICカードの払いもどしおよびICカードの発売を行ったものとして、所定の機器により当該ICカードに移し替える。ただし、当該一体型ICカードに付加されていた定期乗車券の機能は、払いもどしをせずに当該ICカードに移し替える。なお、一体型ICカードにかかわる契約に別段の定めがあるときは、その定めによる。

4 第2項の交換または第3項の移替えを行った後、交換または移替え前のIC定期乗車券の機能停止の取消しまたは機能の復元、移し替えたIC定期乗車券の機能を別の一体型ICカードへ移し替えることはできない。

(免責事項)

第37条 ICカードの交換または再発行により、IC定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のIC定期乗車券を発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

2 紛失したIC定期乗車券の払いもどしやSFの使用等で生じた旅客の損害については、当社はその責めを負わない。

3 一体型ICカードについて、提携先に起因する旅客の損害または提携先のサービス機能にかかわる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

4 この規則に定めのない、IC定期乗車券を媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第5章 払いもどし

(払いもどし)

第38条 旅客は、持参人 I C 定期乗車券に付加された定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出した場合は、定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、運送約款に定める払いもどしを行い、持参人 I C 定期乗車券から定期乗車券のみを消去して返却する。

2 旅客は、記名 I C 定期乗車券に付加された定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該記名 I C 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、運送約款に定める払いもどしを行い、記名 I C 定期乗車券から定期乗車券のみを消去して返却する。

3 旅客が、持参人 I C 定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出した場合は、運送約款に定める定期乗車券の払いもどしおよび I C 発行事業者規則の定めによる無記名 I C カードの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、定期乗車券の払いもどし額と S F 残額の合算額とする。

4 旅客が、第2条第1項第1号で定める I C カードの記名 I C 定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該記名 I C 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、運送約款に定める定期乗車券の払いもどしおよび I C 発行事業者規則の定めによる記名 I C カードの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、定期乗車券の払いもどし額と S F 残額の合算額とする。

5 前各項の払いもどしを行う場合の手数料は、I C 定期乗車券1枚につき、運送約款に定める定期乗車券の払いもどし手数料額（以下「定期乗車券払いもどし手数料」という。）とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額と S F 残額の合算額が、定期乗車券払いもどし手数料未満のときは、そのすべてを手数料とする。

第6章 特殊取扱

(I C カードの変更)

第39条 旅客が持参人 I C 定期乗車券を差し出して、記名 I C 定期乗車券への変更を申し出た場合は、I C 発行事業者規則の定めにより I C カードの変更を行う。なお、記名 I C 定期乗車券から持参人 I C 定期乗車券への変更は行わない。

第4編 I C 企画乗車券

第1章 発売

(発売)

第40条 IC企画乗車券は、当社が定める事業者の駅等で発売する。

(チャージ)

第41条 IC企画乗車券は、IC発行事業者規則の定めによりICカードを処理する機器によりチャージすることができる。

(SF残額の確認)

第42条 IC企画乗車券のSF残額は、ICカードを処理する機器により確認することができる。

2 IC企画乗車券のSF残額履歴の表示または印字はIC発行事業者規則の定めにより、ICカードを処理する機器により行うことができる。ただし、第2条第1項第2号に定めるICカードのSF残額履歴の表示または印字は、最近のSF残額履歴から20件までとし、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできないものとする。

- (1) 出場処理がされていないSF残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴
- (3) 第48条または第49条の規定によりカードを再発行したときの再発行前のSF残額履歴
- (4) 第50条の規定によりカードを交換したときの交換前のSF残額履歴

第2章 運賃

(IC運賃の減額)

第43条 SFをチャージした有効期間内のIC企画乗車券を使用し、有効区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車(乗越し)として取り扱い、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を減額する。

2 有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、実際の乗車区間の普通旅客運賃相当額を減額する。

3 第5条第3項による場合は現金運賃を適用し、ICカードで減額した金額との差額を現金または当社が別に定める方法により支払う。

第3章 効力

(効力)

第44条 第40条の規定により発売したＩＣ企画乗車券は運送約款の定めにより取り扱う。

2 ＳＦをチャージしたＩＣ企画乗車券を、企画乗車券の区間外または有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用し乗車する場合の効力は、第14条の規定を準用する。

(ＩＣ企画乗車券の再表示)

第45条 ＩＣ企画乗車券は、券面表示事項が不明となったときは、使用してはならない。

2 前項の場合、速やかに当該ＩＣ企画乗車券を企画乗車券発行事業者に差し出して、券面表示事項の再表示を請求しなければならない。

3 券面表示にはＩＣ企画乗車券の効力はない。

4 前項の規定にかかわらず、ＩＣ企画乗車券の障害または機器の故障によりＩＣ企画乗車券が使用できなくなった場合、当社が認めたときに限り、ＩＣ企画乗車券を提示することにより乗車することができる。

5 ＩＣ企画乗車券を使用する場合、係員からＩＣ企画乗車券の提示を求められたときには、これを拒んではならない。

(無効となる場合)

第46条 ＩＣ企画乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合、無効とする。

この場合、無効となったＩＣ企画乗車券の取扱いは、ＩＣ発行事業者規則の定めによる。

(1) 乗車処理後のＩＣ企画乗車券を他人から譲り受けて使用した場合

(2) 取扱区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに降車した場合

(3) 記名ＩＣ企画乗車券を記名人以外の者が使用した場合

(4) 券面表示事項が不明となった記名ＩＣ企画乗車券を使用した場合

(5) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入した小児用ＩＣ企画乗車券を使用した場合

(6) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合

(7) 当社の運送約款に定める企画乗車券が無効となる事項に該当する場合

(8) その他不正乗車の手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

(1) 偽造、変造または不正に作成されたＩＣ企画乗車券若しくはＳＦを使用した場合

(2) 旅客の故意または重大な過失によりＩＣ企画乗車券が障害状態となったと認められる場合

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の収受)

第47条 前条の規定に該当し使用した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃・割増運賃を収受する。

(紛失再発行)

第48条 記名IC企画乗車券の記名人が当該記名IC企画乗車券を紛失した場合で、当社が定める申請書を提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失したIC企画乗車券の使用停止措置と再発行整理票を交付する手続きを行う。

(1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該IC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報がICカード発行事業者のシステムに登録されていること。

2 前項により使用停止措置を行った当該IC企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号および第2号の条件を満たした上、当該企画券発行事業者に発行を請求した場合に限り、当該IC企画乗車券発行事業者にて裏面に刻印されたものと異なるカード番号のIC企画乗車券を再発行する。ただし、再発行する当日においてIC企画乗車券の有効期間が終了している場合は、再発行をすることがある。また、一体型ICカードにおいては、次の各号の条件を満たした場合に限り、IC企画乗車券の機能を再発行する。

(1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該IC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。

(3) 旅客がICカード発行事業者および提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。

(4) 旅客がICカード発行事業者からの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。

3 前項により再発行の取扱いを行う場合の紛失再発行手数料およびデポジットの取扱いはIC発行事業者規則の定めによる。

4 当該IC企画乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失したIC企画乗車券が発見された場合に、当該IC企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

5 第1項から第3項までの取扱いを行った後に、紛失した記名IC企画乗車券が発見された場合で、ICカード発行事業者が当該IC企画乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いはIC発行事業者規則の定めによる。

(障害再発行)

第49条 IC企画乗車券の破損等によって所定の機器で使えない場合で、当社が定

める申請書を提出し、かつ当該ＩＣ企画乗車券を呈示したときは、再発行整理票を交付する手続きを行う。

２ 前項により再発行整理票が発行された当該ＩＣ企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から１４日以内に次の第１号および第２号の条件を満たした上、当該企画券発行事業者に発行を請求した場合に限って、当該ＩＣ企画乗車券発行事業者にて裏面に刻印されたものと異なるカード番号のＩＣ企画乗車券を再発行する。ただし、再発行する当日においてＩＣ企画乗車券の有効期間が終了している場合は、再発行をすることがある。また、一体型ＩＣカードにおいては、次の第２号を除く各号の条件を満たした場合に限って、ＩＣ企画乗車券の機能を再発行する。

- （１）旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
- （２）旅客が当該ＩＣ企画乗車券を提出すること。
- （３）旅客がＩＣカード発行事業者および提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。
- （４）旅客が障害状態となった当該一体型ＩＣカードとＩＣカード発行事業者からの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。

３ 当該ＩＣ企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該ＩＣ企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

４ 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由のいかんを問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、ＩＣカード発行事業者が当該ＩＣ企画乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いはＩＣ発行事業者取扱規則の定めによる。

- （１）裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- （２）旅客の故意または重大な過失によりＩＣ企画乗車券が障害状態となったと認められ、第３２条第２項第２号により無効となった場合

（ＩＣカードの交換および移替え）

第５０条 当社およびＩＣカード発行事業者の都合により、旅客が使用しているＩＣ企画乗車券を、当該ＩＣ企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のＩＣ企画乗車券に予告なく交換することがある。なお、一体型ＩＣカードにおいては提携先の都合による場合を含む。

２ 一体型ＩＣカードを使用する旅客が、有効期限の到来または登録されている個人情報の変更等により一体型ＩＣカードの交換をする場合、ＩＣカード発行事業者および提携先から交換用の媒体の交付を受け、当社に、現在使用している一体型ＩＣカードと当該交換用の媒体を持参し、かつＩＣカード発行事業者からの交換用の媒体にかかわる通知を呈示し、ＩＣ企画乗車券の機能を当該交換用の媒体へ移し替える手続きをしなければならない。この場合、当社は、所定の機器により移し替える。

３ 一体型ＩＣカードを使用する旅客が、現在使用している一体型ＩＣカードにおける

ＩＣ企画乗車券の機能を、当社で発売できるＩＣカードに移し替える場合で、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明したときは、当社は、ＩＣ発行事業者規則に定める一体型ＩＣカードの払いもどしおよびＩＣカードの発売を行ったものとして、所定の機器により当該ＩＣカードに移し替える。ただし、当該一体型ＩＣカードに付加されていた定期乗車券の機能は、払いもどしをせずに当該ＩＣカードに移し替える。なお、一体型ＩＣカードにかかわる契約に別段の定めがあるときは、その定めによる。

４ 第２項の交換または第３項の移替えを行った後、交換または移替え前のＩＣ企画乗車券の機能停止の取消しまたは機能の復元、移し替えたＩＣ企画乗車券の機能を別の一体型ＩＣカードへ移し替えることはできない。

（免責事項）

第５１条 ＩＣカードの交換または再発行により、ＩＣ企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のＩＣ企画乗車券を発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

２ 紛失したＩＣ企画乗車券の払いもどしやＳＦの使用等で生じた旅客の損害については、当社はその責めを負わない。

３ 一体型ＩＣカードについて、提携先に起因する旅客の損害または提携先のサービス機能にかかわる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

４ この規則に定めのない、ＩＣ企画乗車券を媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第４章 払いもどし

（払いもどし）

第５２条 旅客が、ＩＣ企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は当社が定める事業者の駅等で行う。